



大津市公報

令和元年 11 月 1 日
号外 (第 35 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
46 大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則.....	1
教育委員会規則	
9 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則.....	1
選挙管理委員会規程	
1 大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程の一部改正.....	1

規 則

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第46号

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大津市旅館業法施行細則(平成21年規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「 成年被後見人又は被保佐人」を

「 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

旅館業法施行規則第1条の2

法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

に改める。

附 則

- この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市旅館業法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月1日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第9号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則(平成27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表葛川小・中学校学校運営協議会の項の前に次のように加える。

瀨田北幼稚園・小学校学校運営協議会

瀨田北幼稚園及び瀨田北小学校

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

大津市選挙管理委員会規程第1号

大津市公職選挙法に基づく選挙運動に関する規程(平成7年選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年11月1日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第18条第2項中「掲載文2通(同文のものに限る。)及び候補者の写真2枚(同一の原板のものに限る。)」を「様式第12号による原稿用紙(委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録した掲載文」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、書面により掲載文を添付するときにおける添付すべき掲載文の通数は、2通(同一のものに限る。)とする。

第19条第1項を削り、同条第2項中「黒色の色素により記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「氏名欄」を「原稿用紙の氏名欄」に、「記載」を「記載し、又は記録」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「写真欄」を「原稿用紙の写真欄」に、「記載」を「記載し、又は記録」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 原稿用紙の原稿欄(次項において「原稿欄」という。)には、写真を貼付し、又は記録してはならない。

第19条第5項を削り、同条第6項中「記載」を「記載し、又は記録」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第20条を次のように改める。

(写真)

第20条 原稿用紙に貼付し、又は記録する写真は、掲載の申請に係る候補者の最近撮影した無帽、正面向き、上半身の写真でなければならない。この場合において、書面による原稿用紙に貼付する写真の裏面には、当該候補者の住所及び氏名を記載しておかななければならない。

第21条第2項中「2通」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、書面により掲載文を添付するときにおける添付すべき掲載文の通数は、2通(同一のものに限る。)とする。

第25条中「及び写真」を「(写真を含む。)」に改める。

第26条の見出し中「及び写真」を削り、同条中「及び写真」を「(写真を含む。)」に改める。

様式第11号中「2通及び写真2枚」を削る。

様式第12号中「第19条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第14号中「2通」を削る。

附 則

この規程は、令和元年10月15日から施行する。